



平成28年度採用 和歌山県非常勤職員（手話通訳）の募集について

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課

受付期間	平成28年2月10日（水）～2月22日（月）（消印有効） ※郵送による受付のみとし、持参による受付はしません。		
勤務場所	海草振興局健康福祉部、東牟婁健康福祉部串本支所		
試験日時	平成28年3月5日（土）、平成27年3月6日（日）		
試験会場	和歌山県庁（和歌山市）、東牟婁振興局串本支所（串本町）		
申込み・問い合わせ先	福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課 〒640-8585 和歌山市小松原通1-1 電話 073-441-2531		

1 採用予定人員、勤務場所及び業務内容

採用予定人員	勤務場所	主な業務内容
非常勤職員 1名	和歌山県海草振興局健康福祉部 （海南市大野中939）	聴覚障害者等に係る手話通訳、県主催の技術習得講習会における手話法の指導等の業務
非常勤職員 1名	和歌山県東牟婁振興局健康福祉部 串本支所 （東牟婁郡串本町西向193）	

2 勤務条件

- (1) 任用期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで（更新可）
- (2) 勤務時間 4週間を超えない期間につき1週間当たり35時間以内
（週5日、1日7時間（9:00～17:00 休憩12:00～13:00）の勤務）
- (3) 報酬額 月額194,000円 別途費用弁償有り
- (4) 有給休暇 年次有給休暇ほか
- (5) 社会保険 健康保険、厚生年金保険、雇用保険適用
- (6) 災害補償 「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」適用

3 応募（受験）資格

手話通訳士又は手話通訳者（手話通訳者全国統一試験又は都道府県若しくは政令指定都市の手話通訳に関する認定試験の合格者）。ただし、次のいずれかに該当する人は、受験できません。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (3) 和歌山県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

4 申込手続及び受付期間

- (1) 申込書の交付場所
和歌山県福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課、各振興局健康福祉部、東牟婁振興局健康福祉部串本支所
申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「非常勤職員採用試験申込書請求」と朱書し、82円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（長3型、縦23cm×横12cm程度の大きさ）を必ず同封して、福祉保健部福祉保健

政策局障害福祉課あて請求してください。

また、和歌山県のホームページ（障害福祉課の募集案内ページ）から申込書等を印刷することも可能です。
（URL：<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040400/shuwasaiyou/shuwasaiyou.html>）

(2) 申込方法

次の書類を福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課へ郵送してください。

ア 申込書（指定様式：必要事項を記入し、顔写真を貼付してください。） 1通

イ 手話通訳士登録証（写）等 受験資格を証明できるもの 1通

ウ 封筒（長3型、縦23cm×横12cm程度の大きさ、自分のあて先を明記し、82円切手が貼付済みのもの）
1通

必ず簡易書留郵便とし、封筒の表に「受験申込み」と朱書してください。これ以外による不着の問題につきましては、一切対応しかねます。

(3) 受付期間

郵送による受付のみとし、平成28年2月10日（水）から受付を開始し、平成28年2月22日（月）までの消印のあるものを受け付けます。

(4) 受験票の交付

申込書を受理した場合は、受付期間終了後に添付の封筒にて受験票を交付します。

なお、提出書類に不備があるときは受理できない場合があります。また、受験票が3月3日（木）15:00までに到着しないときは、福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課まで至急連絡してください。

5 試験等の方法及び内容

試験の方法		内 容
試験内容	作文試験	文章による表現力、課題に対する理解力等についての記述試験（60分）
	面接試験	人物、能力、性格等についての個別面接

6 試験の日時、試験地及び合格発表

勤務地	日 時	試験地	合 格 発 表
東牟婁振興局健康福祉部串本支所	平成28年3月5日（土） 午後1時30分から	串本町	平成28年3月中旬に受験者全員に通知します。
海草振興局健康福祉部	平成28年3月6日（日） 午後1時30分から	和歌山市	

※試験会場は、本書末尾の「試験会場案内図」をご覧ください。

※合格発表は、和歌山県のホームページ（URLは、4(1)記載）でもお知らせします。

7 試験結果の開示について

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例第25条の規定により、口頭で開示請求することができます。

開示を希望する人は、以下により受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参のうえ、福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課（県庁北別館1階）に請求してください。

開示請求できる人	開示内容	開示期間（午前9時～午後5時45分）
試験受験者	総合得点及び順位	合格発表日の翌日から1月間 （土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日を除く。）

8 その他

(1) 試験申込書の記入内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

(2) この試験についての詳細は、福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課に問い合わせてください。

(申込書記入心得)

- (1) 記載事項に不正があると受験が無効となる場合があります。
- (2) 記入はすべて自筆で、インキ又はボールペンを用い、かい書でていねいに書いてください。数字は算用数字を用い、日付は和暦で記入し、西暦では記入しないでください。
- (3) 帰省地は、現住所と同じ場合は記入する必要はありません。
- (4) 現在在学中の人で平成27年3月末日までに卒業見込みの人は、学校名欄の卒見に○を記入してください。
- (5) 職歴は新しいものから順に書いてください。現在も在職されている人の在職期間は申請時点の年月を記入してください。
- (6) 自分のあて先を明記した封筒(長3型、82円切手を貼付済みのもの)を添付して申し込んでください。
- (7) 自然災害等によりやむを得ず試験日程を変更することがあります。その場合は、当日の午前10時までにお知らせします。

※（希望勤務地が海草振興局健康福祉部）試験会場は、和歌山県庁です。
和歌山県庁へのアクセス

和歌山県庁

和歌山市小松原通一丁目1番地

※試験会場は、和歌山県庁内です。県庁正面玄関からお入りください。

○南海電鉄「和歌山市駅」より

徒歩 約20分

タクシー 約5分

バス 約10分（9・10番のりば）「県庁前」バス降下車（バス停から約300m・徒歩約4分）

○JR「和歌山駅」より

徒歩 約35分

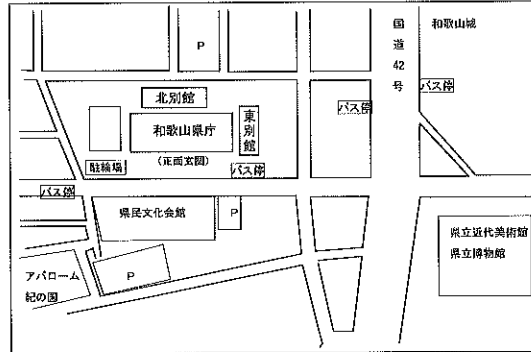
タクシー 約10分

バス 約10分（2番のりば）「県庁前」バス降下車（バス停から約300m・徒歩約4分）
 （4番のりば）「県庁正門前」バス降下車（バス停からすぐ）

○阪和自動車道「和歌山 I・C」より

車で 約15分・約4km

試験会場案内図



- 案内図は略図です。正確な場所は、各自で確認しておいてください。
- 駐車場は、県庁以外の駐車場をご利用ください。
- 自転車・二輪車は、県庁内の駐輪場をご利用ください。
- 試験会場内での喫煙及び試験中の携帯電話の使用は、禁止します。

※（希望勤務地が東牟婁振興局健康福祉部申本支所）試験会場は、東牟婁振興局健康福祉部申本支所です。

東牟婁振興局健康福祉部申本支所へのアクセス

東牟婁振興局健康福祉部申本支所（新宮保健所申本支所）

東牟婁郡申本町西向193

※試験会場は、東牟婁振興局健康福祉部申本支所（新宮保健所申本支所）の建物です。

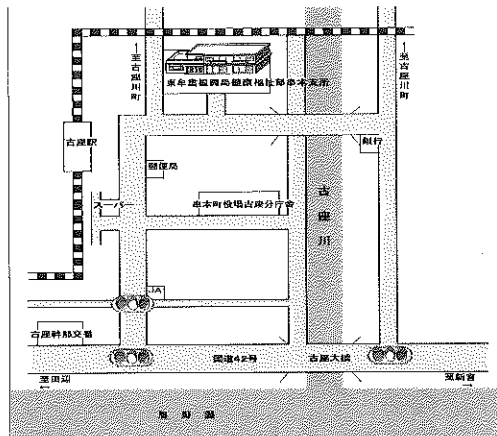
○JR紀勢本線「古座駅」から

徒歩約2分

○阪和自動車道「南紀田辺 I C」から国道42号線を経由

車で 約2時間

試験会場案内図



- 案内図は略図です。正確な場所は、各自で確認しておいてください。
- 駐車場・駐輪場は、会場敷地内にあります。
- 試験会場内での喫煙及び試験中の携帯電話の使用は、禁止します。